

# 第1節 労働法とは

六法全書（法令集とか条文集とも言う）のどこを見ても「**労働法**」という題名（名称）の法律は存在しない。「労働法」とは、労働基準法、労働契約法、労働組合法、労働関係調整法、労働者災害補償保険法、労働施策総合推進法、職業安定法、最低賃金法、職業能力開発促進法など、さまざまな労働問題を規律する法律の総称である。

一般に労働法の全体像は、主に次の4つの分野に分類される。これは目安にすぎないが、このように便宜的に分類しておくことも頭の整理に役立つ。

## 1 ■ 個別的労働関係法

労働者と使用者との個別の労働関係を規律するもので、労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）、育児介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）、短時間・有期雇用労働者法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）などがある。

## 2 ■ 団体的労使関係法

使用者又は使用者団体と労働組合（労働者団体）との団体的・集団的な労働関係を規律するもので、労働組合法、労働関係調整法、労働契約承継法（会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律）などがある。

## 3 ■ 労働市場法

求職者（労働者）と求人者（使用者）との間の労働力の取引を扱うもので、